

平成 22 年 10 月 5 日  
日本年金機構

## 年金の請求漏れが生じやすい 5 つの事例に関する 周知広報について

### 別紙 1 ポスター

- ・年金事務所及び街角の年金相談センターにおいて、A2版にして掲示。
- ・厚生労働省から市町村へ、掲示について協力依頼を予定。

### 別紙 2 リーフレット

- ・年金事務所及び街角の年金相談センターに備付け。
- ・厚生労働省及び機構のホームページへの掲載。
- ・厚生労働省から市町村へ、リーフレットを活用した周知について協力依頼を予定。（高齢者福祉担当部局と連携して実施するよう依頼。）

### <備考>

- 11月の「ねんきん月間」において年金事務所が行う出張相談の際にも活用。
- 厚生労働省から全国社会保険労務士会連合会へも周知について協力依頼を予定。



# 年金の請求をお忘れではありますか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

## 1 年金の加入期間が25年末満の方へ

○年金の加入期間が25年末満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

○生まれた年などにより、25年末満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

## 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げている方へ

○70歳になっても、年金は自動的には支払われません。

○年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

## 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

○「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

○片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

## 4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

○厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金※」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

## 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

○現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

○給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

**ご相談は、お近くの「年金事務所」、「街角の年金相談センター」または、「ねんきんダイヤル」**



0570-05-1165<sup>(※)</sup>

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。



# 年金の請求をお忘れではありますか？

お心当たりのある方は、お早めにご相談ください。

## 1 年金の加入期間が25年末満の方へ

- 年金の加入期間が25年末満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※カラ期間の例：サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など

- 生まれた年などにより、25年末満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前で、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

2 頁



## 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げる方へ

- 70歳になっても、年金は自動的には支払われません。

- 年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

3 頁



## 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

- 「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行ってください。

- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げる方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

3 頁



## 4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金※」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

4 頁



## 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

- 現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。

- 給与の額などに応じて、年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

4 頁



**ご相談は、お近くの「年金事務所」、「街角の年金相談センター」または、「ねんきんダイヤル」**



0570-05-1165

(※)

までお願いします。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

# 1 年金の加入期間が25年未満の方へ

## → 「カラ期間※1」はありませんか？

- 年金の加入期間とカラ期間を合わせて25年以上あれば、老後の年金を受け取ることができます。
- また、配偶者の厚生年金の加算額の対象になっていた方は、年金の加入期間がなくても、カラ期間が25年以上あれば「振替加算※2」のみの老齢基礎年金を受け取ることができます。
- これまで年金の加入期間が足りず、「年金は受けられない」と思い込んでいた方で、「カラ期間※1」が見つかったことにより、年金を受け取れるようになったという例があります。

「年金は受けられない」とあきらめていた方も、是非もう一度、「カラ期間」に該当する期間がないかをご確認ください。

※1 「カラ期間」：正式には「合算対象期間」といい、

- ①サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
  - ②海外に在住していた期間(日本国籍を有する方が対象)
  - ③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
- などがあります。(上記①～③は、20歳以上60歳未満であった期間が対象。)これらの期間があれば、「年金を受け取るために必要な期間」に加算されます(ただし、年金額には反映されません。)

\* 「カラ期間」は、他にもありますので、詳しくは、年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

※2 「振替加算」：配偶者加給年金の代りに老齢基礎年金に加算されるものです。  
(夫婦とも、誕生日が大正15年4月2日以降の場合に限る。)

## → 「年金を受け取るために必要な期間」が短くなる特例に該当しませんか？

- 生まれた年などにより、「年金を受け取るために必要な期間（原則25年）」が短くなる場合があります。

(例)昭和27年4月1日以前生まれの方の特例

⇒厚生年金保険および共済組合等の加入期間の合計が20年(240か月)以上あれば、年金を受け取ることができます。

\*特例は、他にもありますので、詳しくは、年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

## 2 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げる方へ

### → 「70歳になれば、年金が自動的に支払われる」と思っていませんか？

- 65歳から受け取ることができる「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」には、66歳から70歳になるまでの希望する時期まで年金の受け取り開始を繰り下げる、繰り下げた期間に応じて年金額が増える仕組みがあります。
- 65歳時に繰り下げを希望しても、その後、ご自身で請求手続きを行わなければ、70歳になっても、年金は自動的には支払われません。
- 70歳になるまでに、年金を受け取り始める時期を決めて、請求手続きを行ってください。請求が70歳を過ぎますと、不利益が生じますのでご注意ください。

## 3 厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

### → 「老齢厚生年金」または「老齢基礎年金」の請求をお忘れではありませんか？

- 厚生年金の加入期間があり、年金を受け取る資格を満たしている方は、65歳から「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受け取ることができます。
- 「老齢厚生年金だけ」または「老齢基礎年金だけ」を受け取っている方は、受け取っていない年金の請求手続きを行う必要があります。
- 片方の年金の受け取り開始を繰り下げる方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。請求が70歳を過ぎますと、不利益が生じますのでご注意ください。

#### 4 厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取ろう」と思っている方へ

➡ **「65歳前に年金を受け取り始めると、年金が減る」と思っていませんか？**

- 厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に支払われる「特別支給の老齢厚生年金※3」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。
- 請求が遅れると、時効によって直近5年を超える部分の年金が受け取れなくなる場合がありますので、速やかに請求手続きを行ってください。

#### 5 60歳以上で、会社にお勤めの方へ

➡ **「在職中は年金を受け取ることができない」と思っていませんか？**

- 会社にお勤めの間の老齢厚生年金は、給与の額などに応じて、支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止となる場合を除き、年金額の全部または一部を受け取ることができます。
- 在職中の方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。退職してから年金の請求手続きを行うと、在職中に支給されたはずの年金を受け取ることができないことがありますので、ご注意ください。
- なお、「特別支給の老齢厚生年金※3」は、失業給付を申請中の方であっても、あらかじめ年金の請求手続きを行うことができます。(年金の請求は、失業給付の終了を待ってから行う必要はありません。)

※3 「特別支給の老齢厚生年金」：65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金。